

死後事務委任契約の報酬・費用・手数料等基準

1. 死後事務委任契約書作成サポート報酬

(業務内容) ①戸籍謄本等書類取寄せ及び相続人調査、②相続推定財産(現時点)の確認、

③本人の思いの聴き取り、④ライフプランや事前指示書のチェック、

④死後事務委任契約公正証書案の作成、⑤死後事務委任契約公正証書の公証手続補助

・死後事務委任契約公正証書作成

10万円～(総資産額3,000万円以下)

15万円～(総資産額3,000万円を超え5,000万円以下)

20万円～(総資産額5,000万円を超え1億円以下)

※総資産額1億円超はお問い合わせ下さい。

※総資産額以外に資産の種類数及び種類の難易度により加算されることがございます。

※公正証書につき上記すべてのサポートに公証人との打合せが含まれます。

※公正証書は公証人の手数料がかかりますので別途ご負担いただきます。

※戸籍、登記事項証明書等書類取寄せに係る手数料及び郵送料の実費は別途ご負担いただきます。

3. 死後事務委任契約書保管費用(当事務所にて死後事務委任契約書を保管する場合の費用)

・1死後事務委任契約書につき 1万円/年 ※年1回の生存・所在確認の連絡

※ただし、当職が死後事務委任契約の受任者の場合は保管費用は不要。

4. 死後事務の報酬(死後事務委任契約の受任者となり死後事務を行う場合)

・死後事務報酬につき 100万円(最低額)～

※死後事務内容により異なります。打合せの中で事務内容を選択して決めていきます。

(別途、死後事務委任契約(報酬表)参照)

※遺言執行も同時の場合、遺言執行内容と区別して報酬を算定いたします。

5. 死後事務委任契約に係る預り金(死後事務委任契約完了後、預り金のお預かり)

※死後事務内容の通夜・告別式や永代供養等の費用により、預り金が異なります。

6. その他

・特殊な事務内容や例外的な事案の場合はその都度、報酬・費用・手数料等お伝えいたします。

・出張等の交通費、郵送料等の個別経費の実費は、別途負担とする。

※上記報酬額は税別価格の為、別途、消費税がかかります。

クローバースタイル法務事務所 司法書士 平井利誉

〒567-0881

大阪府茨木市上中条一丁目6番25号 西山ビル201号

TEL 072 (697) 8999

FAX 072 (697) 8998